## 中堅外食事業者資金融通円滑化事業実施要領

制 定 令和2年4月30日 2食産第523号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

#### 第1目的

我が国において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うイベントの中止や自粛・外出控え等により、外食産業を営む者については、経営の維持・継続が困難となることが懸念されている。

このため、外食事業者のうち、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者の要件を超える者(以下「中堅外食事業者」という。) が融資機関から円滑な運転資金の融通を受けることができるよう、当該資金の信用保証を行う事業に対し、補助することとし、もって外食産業の経営の安定を図り、一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

## 第2 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般社団法人日本フードサービス協会(以下「協会」という。)とする。

### 第3 事業の内容

この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響を受けた中堅外食事業者に対し、経営の維持・継続に必要な運転資金(以下「中堅外食事業者特別資金」という。)の貸付けを円滑に行うため、中堅外食事業者特別資金の貸付けを行った金融機関に対する債務の保証及び保証債務の代位弁済を行う事業を行うのに必要な経費に充てるため、中堅外食事業者資金融通円滑化基金(以下「基金」という。)を造成する事業とする。

### 第4 基金の造成及び管理運用

- 1 協会は、協会の拠出金及び国からの補助金をもって基金を設けることとし、その運用により生じた果実は基金に繰り入れるものとする。
- 2 協会は、基金をほかの勘定と区分して経理するものとする。
- 3 協会は、第3に規定する事業に要する経費に充てる場合を除き、基金を取り崩してはならないものとする。
- 4 協会は、事業実施期間終了後、基金に残額が生じた場合又は事業実施期間中であっても 基金に残額が生じることが見込まれるため、食料産業局長から返還の指示があった場合に は、当該残額又は指示のあった額のうち、第7による補助を受けた割合に応じて算出され る額を国に返還するものとする。

#### 第5 事業の実施

1 実施要領の作成

協会は、この事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた実施要領を作成して食料産業局長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 事業実施計画

協会は、第3の事業の実施に当たっては、毎年度、別紙様式第1号の中堅外食事業者 資金融通円滑化事業実施計画(変更)承認申請書を食料産業局長に提出し、承認を受け るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 3 中堅外食事業者特別資金の債務の保証
- (1)被保証人の資格

被保証人は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第21条第1項の許可を得ている飲食店を営む者のうち、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない者であって、別表1の貸付対象要件を全て満たす者とする。

## (2) 保証する債務の範囲

保証の対象とする中堅外食事業者特別資金は、既往の負債の借換えを除き、次に掲げる運転資金であって、償還期間5年以内のものを協会が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という。)から借り入れるものとし、被保証人の指定金融機関に対する債務(その保証に係る借入の元本、利息及びその債務の不履行による債務保証契約で定める遅延損害金の合計額の残高に100分の80を乗じて得た額)に限るものとする。ア 保証の対象とする運転資金

- (ア) 飲食店の営業に要する資材費
- (イ) 飲食店の営業に要する器具及び消耗品等の購入費
- (ウ) 飲食店の営業に係る施設又は設備の賃貸料、光熱水道等の経費
- (エ) 雇用労賃
- (オ) その他飲食店の経営の維持に必要な経費
- イ 貸付期間

貸付期間は、令和2年4月30日から令和3年3月末日までとする。

ウ 指定金融機関

中堅外食事業者特別資金の指定金融機関は、次に掲げる金融機関のうち、協会が指定したものとする。協会は、食料産業局長に指定金融機関を通知するものとする。

- (ア)農業協同組合
- (イ) 農業協同組合連合会
- (ウ)農林中央金庫
- (工) 商工組合中央金庫
- (才) 銀行
- (カ) 信用金庫
- (キ) 信用組合
- (3)債務の保証の受付期間

保証受付期間は、令和2年4月30日から令和3年3月末日までとする。

(4) 保証する債務の最高限度

ア 一被保証人に対する保証債務の限度額

保証債務の限度額は、一被保証人当たり 8,000 万円を上限とし、(2)のウに定める指定金融機関からの借入額の 80%相当額を超えない額とする。

イ 保証債務の金額の合計額の最高限度

協会は、保証債務の残高が基金の6倍に相当する金額に達するまで保証を行うことができる。

## (5) 信用保証の実施

- ア 協会は、金融等の専門家で構成する第三者委員会を設置し、協会が定める様式に 基づき、借入希望者から提出された経営維持計画提出に記載された借入者、貸付額、 貸付利率、償還予定日及び信用保証の予定額に基づき、借入希望者の財務状況、与 信調査及び成長性・安定性等の調査を行った上で、信用保証を行うものとする。
- イ 協会は、第三者委員会が必要と認める場合には、事業実施期間中において、被保証人について審査時と同様の民間信用調査機関による財務調査、与信調査及び成長性・安定性等の調査を行い、当該被保証人の経営の健全性や返済能力の把握に努めるとともに、経営改善に係る助言及び指導を行うものとする。
- ウ 協会は、毎年度終了後、遅滞なく食料産業局長に対して、代位弁済により取得した求償権の回収状況を取りまとめ、報告するものとする。
- エ 協会は、代位弁済により取得した求償権の回収に努めるとともに、求償権の回収 額を基金に返還するものとする。
- オ 協会は、保証債務の履行により取得した求償権その他の権利について債務者から 弁済を受ける見込みがないと認められるときは、別紙様式第5号の中堅外食事業者 資金融通円滑化事業に係る代位弁済による求償権償却承認申請書を食料産業局長に 提出し、承認を受けた後、その全部又は一部を償却することができる。

### 第6 事業の推進指導等

- 1 協会は、農林水産省の指導の下、関係団体、指定金融機関との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 指定金融機関は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、趣旨及び内容等の周知徹底、被保証人に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

#### 第7 国の助成等

- 1 国は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第3の事業に要する経費につき補助するものとする。
- 2 協会は、別表3に定める補助対象経費及び補助率により、第3の事業に要する経費につき基金から支出するものとする。

## 第8 基金の管理状況報告等

- 1 事業の実績報告
- (1)協会は、国からの補助金を基金に入金管理した日から起算して1か月を経過した日までに、別紙様式第2号の中堅外食事業者資金融通円滑化事業基金造成実績報告書(正副各1部)を食料産業局長へ提出するものとする。
- (2) 協会は、毎年度、翌年度の4月30日までに、別紙様式第3号の中堅外食事業者資金 融通円滑化事業実績報告書を食料産業局長に提出するものとする。
- 2 基金の管理状況報告

協会は、毎年度、翌年度の4月30日(基金を閉鎖した場合にあっては、閉鎖した日から起算して1か月以内)までに、別紙様式第4号の中堅外食事業者資金融通円滑化事業基金管理状況報告書を食料産業局長に提出するものとする。

## 第9 帳簿の整備保管等

1 協会は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び 関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度(基金の収入、支出に関する帳簿等は中 堅外食事業者資金融通円滑化基金を閉鎖した年度)の翌年度から起算して5年間とする。

2 食料産業局長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、協会に対して調査し、又は報告を求めることができるものとする。

### 第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、食料産業局 長が別に定めるものとする。

#### 附則

この要領は、令和2年4月30日から施行する。

別表1 (第5の3の(1)関係)

業種	貸 付 経済的影響の要件	対 象 要 件 資本の額等の要件
飲食店を営む者、中堅外食事業者であって、中小企業者に該当しない者	直近3か月間の売上高が 既存店ベースで前年同期 に比べて10%以上減少し ていること(ただし、令 和2年2月以降直近3か 月間の売上高が算出可能 となるまでは、直近の売 上高等の減少と売上高見 込みを含む3か月間の売 上高等の減少でも可。)	資本の額又は出資の総額が5,000万

# 別表2(第7の1関係)

補 助 対 象 経 費	補 助 率
一般社団法人日本フードサービス協会が中堅外 食事業者資金融通円滑化事業を実施するために 必要な基金の造成に要する経費	定額

# 別表3 (第7の2関係)

補	助対	象 経 費	補 助 率
		全の貸付けを行った指定 賃務の代位弁済に要する	定額

農林水産省食料産業局長 殿

住所団体名代表者氏名印

令和 年度中堅外食事業者資金融通円滑化事業実施計画(変更)承認申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、中堅外食事業者資金融通円滑化 事業実施要領第5の2の規定に基づき、申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

	事業費	,	負担区分		備	考
区分	1+2+3	国庫補助金①	拠出金 ②	その他 ③	7/用	与
中堅外食事業者特別資金の貸付けを行った指定金融機関に対する保証債務の代位弁済に要する経費	千円	千円	千円	千円		
合 計						

内訳は別紙のとおり

# 3 資金使用計画

(単位:円)

	区分	令和	年度	備	考
収	補助金受入				
HX.	協会拠出金				
	運用益				
入					
	計 A				
	中堅外食事業者特別 資金の貸付けを行った 指定金融機関に対する 保証債務の代位弁済に 要する経費				
	計 B				
	次年度繰越金				
	A - B				

## 別紙様式第1号の別紙

# 中堅外食事業者特別資金貸付額及び債務保証予定額

金融機関名	借入者	貸付額	貸付利率	償還予定日 ( 年 月 日)	債務保証予定額
		円	%		円
合 計					

<sup>(</sup>注) 協会が指定した金融機関一覧を添付すること。

農林水産省食料産業局長 殿

 住
 所

 団
 体

 代表者氏名
 印

令和 年度中堅外食事業者資金融通円滑化事業基金造成実績報告書

令和 年 月 日付け〇食産第〇〇〇号で補助金交付決定通知のあった中堅外食事業者資金融通円滑化事業に係る基金の造成については、下記のとおり実施したので、中堅外食事業者資金融通円滑化事業実施要領第8の1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 基金造成額
- 4 事業完了(基金に補助金が入金管理された)年月日 令和 年 月 日
- 5 添付書類

交付を受けた補助金が中堅外食事業者資金融通円滑化基金として入金管理されたこと を証する金融機関の発行する書類

農林水産省食料産業局長 殿

住 所 団 体 名 代表者氏名 印

令和 年度中堅外食事業者資金融通円滑化事業実績報告書

令和 年 月 日付け○食産第○○○号で補助金交付決定通知のあった中堅外食事業者資 金融通円滑化事業の実施については、下記のとおり実施したので、中堅外食事業者資金融通 円滑化事業実施要領第8の1の(2)の規定に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

区分	事業費	/	負担区分		備	考
	1+2+3	国庫補助金①	拠出金 ②	その他 ③	7VĦ	与
中堅外食事業者特別資金の貸付けを行った指定金融機関に対する保証債務の代位弁済に要する経費	半	千円	千円	千円		
合 計						

# 別紙様式第3号の別紙

# 中堅外食事業者資金貸付実績等

# 中堅外食事業者特別資金

(令和○年3月31日現在)

金融	被保証人名	償還予定日	貸付額	貸付利率	残額	保証金額	保証残額
機関名		(年月日)					
			円	%	円	円	円
合計							

農林水産省食料産業局長 殿

 住
 所

 団
 体

 代表者氏名
 印

令和 年度中堅外食事業者資金融通円滑化事業基金管理状況報告書 (令和 年 月 日現在)

令和 年度における中堅外食事業者資金融通円滑化基金の管理状況について、中堅外 食事業者資金融通円滑化事業実施要領第8の2の規定に基づき、下記により報告します。

記

- 1 基金の管理状況 別紙1及び別紙2のとおり
- 2 基金に積み立てられた資金の運用状況

番号	運用形態	運用の元金	運用利率 (年利)	運用日数・期間	運用益 (円)
		円	%		
計	_	_	_	_	

- 注1 この表は、当該年度に基金に積み立てられた資金の運用益として、現に現金で入金されたもののみ記入すること。
  - 2 割引○○債券、△カ月定期などの運用の形態別に任意に番号を付して記入すること。
  - 3 添付書類
    - (1) 基金に積み立てられた資金の運用益の算出根拠となる金融機関等の発行する 証明書 (写)
    - (2) 基金の残高を証する金融機関等の発行する証明書(写)

# 別紙様式第4号の別紙1

# 令和 年度中堅外食事業者資金融通円滑化基金の管理状況

(単位:円)

X	分		現金ベース ①	增加要因 ②	減少要因 ③	発生ベース ①+②-③
前年度	<b>E</b> 繰越金	A				
ıl→	補助金受入			(本年度未収金)	(前年度未収金)	
収	協会拠出金					
	運用益					
入						
計		В				
-				(本年度未払金)	(前年度未払金)	
支						
111						
出						
計		С				
次年度	繰越金					
A + B	- C					

# 年度別中堅外食事業者資金融通円滑化基金の管理状況

(単位:円)

3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合計
	3年度	3年度 4年度	3年度 4年度 5年度	3年度 4年度 5年度 6年度	

(注) 金額は、発生ベースで記載すること。

農林水産省食料産業局長 殿

住所団体名代表者氏名印

令和 年度中堅外食事業者資金融通円滑化事業 に係る代位弁済による求債権償却承認申請書

下記のとおり取得した求債権を償却したいので、中堅外食事業者資金融通円滑化事業実施要領第5の3の(5)のオの規定に基づき、申請します。

記

被保証人	名	称					
	住	所					
金融機関名							
保証金額		F.	返済額		円	代位弁済額	円
求償権回収額				円	求償	権償却額	円
償却の理由							

(注) 理由を証する必要書類を添付すること。